

山梨県サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度実施要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「規則」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同規則」という。）に定めるもののほか、山梨県内（甲府市の区域を除く。）におけるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、令、規則及び共同規則の定めるところによる。

(事務の連携)

第3条 本業務は、県土整備部及び福祉保健部が連携して取り扱うものとし、その事務分担については次に掲げるものとする。

一 県土整備部建築住宅課

- イ 知事に提出される申請書、届出書、報告書その他の書類の受付
- ロ 登録等の内容審査において、建物及び入居契約等に関するもの
- ハ 登録、変更登録、取消し、抹消等の事務に関するもの
- ニ 登録等の事業者への通知及び市町村の長への通知に関するもの
- ホ 指導、助言、指示又は立入検査等に関するもの

二 福祉保健部健康長寿推進課

- イ 登録等の内容審査において、高齢者生活支援サービス等に関するもの
- ロ 指導、助言、指示又は立入検査等に関するもの

第二章 登録

(登録の申請)

第4条 法第5条の規定によりサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を申請しようとする者は、共同規則第4条に規定する申請書（共同規則別記様式第一号）、及び共同規則第7条に規定する書類を添付し、県へ1部提出するものとする。

- 2 登録を申請しようとする者は、原則として、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」を活用するものとする。
- 3 登録を申請しようとする者は、申請前に登録しようとする住宅の所在市町村の担当部局へ、当該住宅の情報提供を登録申請書等により行うものとする。

(登録申請書の添付書類)

- 第5条 共同規則第7条第2号に規定する書類は、加齢対応構造等のチェックリスト（様式1）によるものとする。
- 2 共同規則第7条第6号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号及び第五号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
- 一 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の写し
 - 二 登録を受けようとする者が、サービス付き高齢者向け住宅等について地上権、賃借権又は使用賃借による権利により事業を行う場合にあっては、その旨を証する書類
 - 三 共同規則第9条の「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」にあっては使用計画等を示した各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される理由書
 - 四 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（様式2）
 - 五 老人福祉法の規定に基づく有料老人ホームに該当する場合にあっては、山梨県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく入居契約に関する重要事項説明書の書式
 - 六 その他知事が必要と認め別に指示するもの

(登録の基準)

- 第6条 共同規則第8条の床面積の算定方法は、次の各号によるものとする。
- 一 共同規則第8条の「その他居住の用に供する部分」とは、入居者が常時使用することができる浴室、脱衣室、収納設備、共用トイレその他居室内にあるべき機能を代替する設備とする。
 - 二 共同規則第8条の「十分な面積を有する場合」とは、各住戸の床面積に、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（以下「共同利用設備」という。）の床面積の合計をその共同利用設備を使用する住戸数で除した値を加えた値が、25平方メートル以上の場合とする。
- 2 共同規則第9条の「各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とは、具体的な使用計画等により、それが認められる場合とする。

(登録申請書の審査)

- 第7条 知事は、法第5条第1項の規定による登録の申請があったときは、法第7条第1項の基準のほか、前条で定める基準に照らして審査するものとする。

(登録の実施)

- 第8条 知事は、法第5条第1項の規定による登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書により当該登録を受けた者に通知するものとする。
- 2 法第7条第4項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適

合通知書によるものとする。

3 知事は、法第5条第1項の規定による登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書により当該サービス付き高齢者向け住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

(登録事項等の変更)

第9条 法第9条第1項の規定による届出は、共同規則第16条に規定する登録事項等変更届出書（共同規則別記様式第二号）を知事に提出して行うものとする。その場合、共同規則第7条に規定する書類等のうち、当該変更内容が確認できるものを添付することとする。

(地位の承継)

第10条 法第11条第3項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業地位承継届出書（様式3）によるものとする。

(廃業等の届出)

第11条 法第12条第1項および第2項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等届出書（様式4）によるものとする。

(登録の抹消)

第12条 法第13条第1項第一号の規定による申請は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（様式5）を知事に提出することにより行うものとする。

(登録住宅の目的外使用)

第13条 法第19条の2第1項の規定による目的外使用の承認の申請は共同規則第23条に規定する申請書（共同規則別記様式第三号）によるものとする。

2 知事は、法第19条の2第1項の規定による承認をしたときは、目的外使用の承認通知書により登録事業者に通知するものとする。

3 知事は、法第19条の2第1項及び第3項の規定に該当しないと認める場合においては、目的外使用の承認できない旨の通知を登録事業者に通知するものとする。

4 知事は、法第19条の2第1項の規定による目的外使用の承認をしたときは、目的外使用の承認通知書により、当該サービス付き高齢者向け住宅が所在する市町村の長に通知するものとする。

第三章 監督

(状況報告)

第14条 登録事業者又は管理等受託者は、知事から法第24条第1項の規定による報告を求められたときは、サービス付き高齢者向け住宅の業務実施状況等報告書（様式6）により報告するものとする。

(事業開始報告)

第15条 登録事業者又は管理等受託者は、登録事業を開始したときは、事業開始日から30日以内にサービス付き高齢者向け住宅の登録事業開始報告書（様式7）により知事に届け出るものとする。

(定期報告)

第16条 登録事業者又は管理等受託者は、毎年12月末日現在における登録事業の状況について、翌年の1月末日までに、サービス付き高齢者向け住宅の定期報告書（様式8）により知事に報告するものとする。

(事故報告)

第17条 登録事業者又は管理等受託者は、サービス付き高齢者向け住宅において重大な事故が発生したときは、直ちに当該事故の内容を知事に報告するものとする。

(立入検査)

第18条 知事は、法第24条第1項の規定により、立入検査を実施することができる。
2 立入検査は、原則として事業開始後、1年以内に初回の検査を実施し、以後、必要に応じて隨時実施する。
3 立入検査の実施にあたっては、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者に対し事前に通知する。

(登録の取消し)

第19条 法第26条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書によるものとする。

第四章 雜則

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。